

第4回 福知山市入札制度改革等検討委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成26年11月14日（金） 午後2時15分～ 福知山市庁舎5階 議会第4委員会室
出席委員名簿（職業）	<p>委員長 <small>たかはし ゆきお</small> 高橋 行雄（弁護士、現福知山市入札監視委員長）</p> <p>委員 <small>きし みちお</small> 岸 道雄（立命館大学政策科学部教授）</p> <p>委員 <small>せきね えいじ</small> 関根 英爾（ジャーナリスト（元京都新聞論説委員））</p> <p>委員 <small>まつしま かくや</small> 松島 格也（京都大学大学院工学研究科准教授）</p>
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ（高橋委員長） 3 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 格付等級区分と発注標準の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ◇ 主観点の導入について <p>まずは「土木一式」と「建築一式」の等級格付において、経審による客観点に「工事成績」・「防災協定の締結」・「不誠実な行為」の3項目による主観点を加え、総合点で格付を行う事について審議し、了承を得た。</p> ◇ A等級の細分化について <p>企業の技術力と発注する工事の難易度や規模に合うよう、まずは業者数の多い「土木一式」と「建築一式」についてA等級とA1等級に細分化する事について審議し、了承を得た。</p> (2) 入札方法の区分の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ◇ 条件付一般競争入札による発注について、まずは「土木一式」の3,500万円以上としていたものを2,000万円以上に、「建築一式」の4,000万円以上としていたものを2,500万円以上にそれぞれ拡大し、A1・A等級を対象に発注する事について審議し、了承を得た。

	<p>(3) 入札執行等の一元化・全庁的な電子入札の導入について</p> <p>◇ 入札執行事務の一元化・電子化の推進について</p> <p>上下水道部と市民病院の企業会計部局で行っている入札のうち、250万円以上の建設工事と全ての測量・設計コンサルタント業務の入札を契約監理課が執行し、契約監理課を主管課として一元的指導・管理を行う事について審議し、了承を得た。</p> <p>また、市民病院が発注する案件は全て紙による入札となっているが、一元化に併せて電子入札化する事について審議し、了承を得た。</p> <p>◇ 指名選定委員会組織の見直しについて</p> <p>市長部局（教育委員会、消防本部含む）、上下水道部局、市民病院の3部局が設置する各指名選定委員会について、市民病院が発注する物品に係る指名選定委員会は調達する医療機器の特殊性により例外とするが、他の委員会の委員を統一する事について審議し、了承を得た。</p> <p>(4) コンプライアンスの確立及び指名停止制度の適正化について</p> <p>◇ 情報漏えいの未然防止のための取組み、指名停止制度の適正化について審議し、了承を得た。</p>	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問等	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり

意見・質問等	回答等
<p>格付等級区分と発注標準の見直しについて 入札方法の区分の見直しについて</p> <p>◇A1のカテゴリーに入る業者が、今までAというところで多くの企業と競争する機会があった。これがA1という一つ上のランクに自分たちが位置付けられる事によって優位な立場になったという印象があるとともに、一方でABCにランクされる企業が努力して、より品質の高い工事を行うというインセンティブがあるという面がある。今回は後者の方を重視されているという事で理解している。条件付一般競争入札と指名競争入札のところで確認であるが、指名のためにも条件をクリアしなければいけない。指名をするという事は一般競争では無いので、指名をされるための条件をクリアして初めて指名をされるという事と、条件付一般競争入札にもある程度の条件をつける訳なので、指名の場合の条件と条件付一般競争入札の条件でどれだけ大きく異なるのか。</p> <p>◇そうすると、条件付一般競争入札で競争</p>	<p>まず工事の案件が参りましたらその金額によって発注標準というのがありますので、例えば800万円を超えたらB等級以上の業者でないと工事ができないという発注標準にしていますので、B等級以上の方に指名するという事があったり、建設工事には28業種ありますので業種の登録があるという事、それをクリアする業者、それに議題には上がっていませんが、地域性という事を付け加えて指名をしています。条件付一般競争入札につきましては、市内本社本店の土木一式のA等級というような条件をつけて公募する訳であります。</p> <p>補足ですが、指名競争入札というのは経審の客観点等でランクを決め、そのランクの人をできる限り工事発注場所に近いところや指名回数という事で指名します。要件は最初に判断される経審というところで判断される条件です。ところが条件付一般競争入札は、誰でもおいでくださいと、ある一定のランク、A1ならA1とありますが、例えば地域性、市内に本社があるという事、技術的にいきますと橋梁ならこのぐらいの長さの橋を造った事があるかなどの実績、その工事には一級土木施工管理技士など資格がある人を付けてくださいという、工事の個別に条件を付けていく。そのあたりが指名競争入札と条件付一般競争入札の違う部分です。</p> <p>競争の自由度が違ってきます。指名競争入</p>

<p>をしてもらうというのがもともと主旨であった。その場合に指名競争入札においても経審のランクという、条件付でもAランクあるいは個別案件、地域性など、条件付の条件が厳しいと結果的に指名競争入札と実質的に競争性という意味においては、あまり変わらないという事にならないか。</p>	<p>札の場合は、発注者が10者なら10者でやってくださいとなる訳です。ところが一般競争入札は、あるランクでいくと、そのランクにある方は自分が経験ある方は全部手を挙げてくださいという事で、最初から発注者側が限定した発注ではありません。</p>
<p>◇実質的に個別の条件付で条件が厳しければ、こちらから10者を指名する場合と、どうぞしてくださいと言ってその条件を満たすのが10者しかいないとなって、結果的には指名も条件付も競争性に変わりがないのではないかという質問である。</p>	<p>基本的には、今やっている一般競争入札は3500万円以上でAランクですので、一定の技術力を持っているところではあります。ですから条件付けも例えば極端な条件をつけて、そこには2者しか上がらないというような条件は付けない事にしていきます。ある一定の経験などをして、その中には、細かい条件を付けますとダメなので、工事実績というのは、ある一定のデータベースがありますので、そこでだいたい想定されるのは10者とか20者とか、想定を付けた条件で一応やるという事にしていきます。</p>
<p>◇主観点のところであるが、今回提案されているのは3つという事で、工事成績は工事成績評定点数を加重平均して過去の実績に基づいてやりますと、不誠実な行為というのもこれまでの蓄積から評価すると、防災協定については協定を結ぶ事はもちろん実績であるが何を評価したいかという、どれだけ貢献してくれたかという事だと思う。可能であれば、ここはどういうふうにかこれまで動いていただいたかという事が利用できると良いと考える。そうなった時に、経審の中でも防災活動への貢献の状況とい</p>	<p>防災協定というものの内容について説明させていただきます。緊急対応の応援をするために市の指示により現地調査及び被害状況等の報告、あるいは緊急対応に必要な建設機械及び資材の確保並びにすみやかな提供、公共土木施設の応急復旧工事、その他必要な緊急対応、その他必要な緊急的な事等をやっていただく協定であります。それをここに上げて実際にやってくれたかどうか、誠実にやってくれたかどうか主観点としてあげる以上、最終的にどうなったかは検証する必要があるかと考えていますが、市として2度の災害に見舞われてい</p>

<p>うのが入っており、こことどう違うのかという事がある。あえて主観点として入れるという事の意味が何かという事にかかわってくると思うが、おそらく想定しているのは、今回の8月の災害時にすぐに動いていただいて積極的に頑張ってもらえるというような状況を、あまり地域に差がある事無くやってもらうというようなイメージかなと考えているので、防災協定というのがそれに適合するかというところについて説明いただきたい。</p>	<p>ますので、貢献していただく事は大事という事でここに上げています。</p> <p>補足させてもらいますが、委員のご質問は経営審査事項と主観点がダブル計上になっているのではないかというお話だと思います。経審内容と今後主観点として導入を検討する項目を見ていただきますと、防災活動と防災協定もありますが、同じように建設機械の保有状況というのがあります。それから技術職員数も技術者数とあります。今後主観点として検討する項目にあるものは全国的にカウントしているところですが、基本的にその当該の発注者が、よりそこに重きを置きたいと、そういう業者が市の公共事業には重要だという事になると、基本的にはダブルカウントでもそれだけの重みを付けたいという趣旨ですので、基本的には福知山市としては2回目のかんりの災害で、言ったらすぐ、夜中でも出てくれた業者がたくさんありまして、そのほとんどが防災協定を結んでいるところでしたので、経審の一律の評価以上に福知山市としては評価を付けたいという事で今回防災協定を上げさせていただいたという事です。それから、協定だけ結んで実態はどうだったかという事があります。今後の課題としてやっていかないといけないと思います。一つは、工事がうまくできたらこれは成績評定に反映できる部分もありますが、常にかまえていていつも準備してくれているところをどう評価するか、そこに災害が起こったら出るところがあって、無かったら出ないというところもありますので、評価方法も含めどういう形ですか、ただ、おっしゃるように同じ協定の中でもしつか</p>
--	--

	<p>りと出て、しっかりやってくれたところをどうするかがあります。ある市町村によりますと建設業協会で表彰するという制度もあります。実態的に建設業協会の中で常にいろんな災害の時にどう動いてくれたかというのがありますので、それが良いかどうか別としてそういう評価手法をしているところもありますので、今後考えさせていただきたいと思います。</p>
<p>◇協定というのは業者ごとに内容が違うものなのか、除雪は得意だとか、いろいろな会社によって得意なものがあるし、災害についても必要とする仕事に相違があると、個々の会社と防災協定をする時に、そういう違いというものは評定に反映してくるものなのか、そうで無いか。全体の業者の中で防災協定を結んでいる業者がどれぐらいあるのか。みんなが結んでいるのであれば5点入れてもあまり意味が無い話になるので、そのあたりはどうなっているのか。</p>	<p>防災協定の内容についてですが、防災協定そのものは災害があった時に工事もありますし、物資の協定などいろいろあります。今回議題になりますのは建設なのですが、協会に入っておられる方、あるいは個人で入っておられる方、同じように同じ仕事、市の指示に従ってやっていただいているという事になります。協定に入っている件数ですが、例えば土木一式の業者でしたら113者あるのですがその内51者、これは平成26年度のデータですが、約45%入っていただいております。建築で見ますと、79者あります内の37者、47%となりますが建築のほうでも入っていただいております。</p>
<p>◇防災協定の締結者の数字というのは全体でか、地元だけでか。</p>	<p>市内本社・本店の土木一式と建築一式の数ですが、防災協定はいろいろな締結の仕方がありまして、例えば丹波市や篠山市と締結している防災協定もありますし、物資、食料などを扱う業者との協定もありまして、協定については、いろんな意味での協定がありまして、建設業からの部分だけを言わせていただきました。</p>
<p>◇基本的には主観点を導入するというのは</p>	<p>格付等級区分の試算として土木一式につい</p>

<p>賛成である。ただ、そこでどこまで競争性、公平性、透明性を確保できるのかというのが重要であると思う。それを踏まえて、今回主観点を導入すれば、これまでの経審だけに基づいて参加資格を定めていた、これがどれだけ変動が起きる可能性があるのか。</p>	<p>て試算をしております。申請時の経審の点数、客観点数で現在ABCのランク付けをしております。工事成績、防災協定、不誠実な行為を合計したものが主観点、主観点と客観点を足して総合点としています。試算ではA1等級16者、A等級19者の振り分けになっております。A1等級は工事成績が良い業者が集中しているところもありますし、A1等級ですと全者防災協定にも入っていただいているという事も言えます。点数によって等級の上がり下がりもわずかですがあります。</p>
<p>◇主観点の配分が判断しにくい。あまり大きく変動しない。いわゆるマイナス点が大きく左右するというのは分るが、その他では特にAクラスはあまり変わりが無い。若干動くのであろうが、大枠においてあまり変わらない感じがしないでもない。</p>	<p>主観点の合計点が従来にプラスされます。例えばAランク、Bランクそれぞれに、工事成績が良かった、防災協定を結んだところはその分アップします。かなりアップするところがA1です。能力、貢献度があるところが評価されるという事です。今回の場合、BやCの境目は変えておりません。なぜかという主観点でしっかりと得点できたところ、Bの上はAに上がれる、Cの上はBに上がれるという事を考えておまして、主観点を評価する事によってそれが取れる会社は場合によってランクアップができるという事です。</p> <p>AとA1との課題ですけれど、総合点も当然上がってきますという中で、1つは区分する事によって業者数の問題もありますし、あと総合点それから完工高、それから技術者数、1つの指標ではきれいに出ないと思います。つまり総合的に技術力や経営力等を指し示す指標をもって総合的に判断します。あとは、入札は機会の均等という事がありますので、業者数に極端な差が出てしまうと問題があるという事です。それ</p>

<p>◇総合評価方式の話があったが、今後検討されるだろうというふうに思うが、今回の評価項目3点よりも、とりわけ地域にその企業がどう貢献しているのか、社会的要請があるのか、主観点をもう少し入れると動きが出てくるような感じがするので、将来の総合評価方式に向けて、そういう主観点を拡大していくという方向で今後検討していただければ良いという受け止め方をしている。</p> <p>◇発注標準の見直しであるが、改正案によれば土木で見ると従来は3500万円未満がB等級であったものが、改正案では2000万円未満である。このB等級が53者ある。にもかかわらず、できる仕事がいよいよ大きく影響を受けるのではないか。これはAとCに格付される業者にはあまり影響が無いと思われるが、B等級は非常に影響が大きくなるのではないか、そのあたりはどういう方針</p>	<p>から等級を区分した時に食下がりという話もさせていただきます。それは上のランクになると大きな工事、これは良いのですが、ただそんな大きな工事が毎年ある訳ではありませんので、上の等級に行くところについては、1つはJVをする時に親になれる事や、発注の食下がりカバーして行くという事で1者あたりの参加可能件数はできる限り上の方が若干多いというように、上のランクの方に機会ができるだけあるように、極端な差はありませんが、わずかですがそういう事も考慮して、業者数も考慮して、プラス100点ぐらいで行ってはどうかという事でさせていただいております。</p> <p>基本的に今回初めて主観点を導入したという大きな変化点がありましたので、次は導入した中身を今後どうしていくか、委員のおっしゃるとおり検証しながら、より充実した方向で考えていきたいと思っております。</p> <p>工事の件数というのは読めない場合があります、例えば災害があつて工事件数が増える、災害であれば小さい金額のB・C等級の工事が多い、大きなプロジェクトがあればA等級が入ってくる工事があるのですが、それらを総合的に見ていかなければならないという事が1つありますのと、先ほど食下がりの話がでてきましたが、ある程度そういったものを踏襲しながら、全体の業者がやっていけるような事を考えて行かなけれ</p>
---	--

<p>か。</p> <p>◇B等級の業者が、例えば、今まで土木で3000万円の仕事ができただけなのに、これからは出来なくなるという話である。そうすると発注の仕方にもよると思うが、一番たくさん業者がいるB等級の業者が、上からの食下がりも影響を受けると、本来のB等級の仕事自体が頭打ちになって、大きな仕事が出来なくなるという事で、あまり嬉しくないような影響が非常にしやすいような気がするが、経営上の問題などにも影響が出かねないがそのあたりはどうか。</p> <p>◇今回の改正案で、いきなり数字の幅が大きすぎて、影響が大きくなって業者にしわ寄せが行く事は無いのかと心配はするが、そのあたりはどうか。</p>	<p>ばならない、そういうふうを考えております。B・C等級にしわ寄せが来るようならば、工事の分割も考えていきたいと思っております。</p> <p>おっしゃいましたように、B等級のしわ寄せはどうか、検討をいろいろ重ねながらやってきまして、一つは現在のB等級の上位におられる方は、主観点を含めて頑張ってもらってA等級にランクアップしてもらい、上へ頑張ってもらいたいという事が一つあります。それからもう一つは先ほどから食下がりの話をさせていただきましたが、従来からA等級であってもB等級の工事までできるとか、下までできます、B等級もC等級までできますという事で考えております。この発注区分と食下がりという制度を噛み合わせると、1者あたりの参加可能件数はそう大きく差は無いような形で制度設計をしようという事で考えてきております。</p> <p>過去の実績で、下げた1500万円に何件入っているか、件数は少ないです。</p> <p>平成25年度の実績ですと、1500万円下げる事によって、土木で2件、建築で5件の工事がA等級の方になるという事です。</p> <p>全体から言いますと25年で6000万円以上のA1が5件、Aで2000万円から6000万円までが5件、B等級の800万円から2000万円までが20件、最後にC等級が104件でトータル134件です。かなり下の方に件数がたくさんあると</p>
---	---

いう、実態としてはそういう状況がありますので、そういう意味では件数は下の部分がかかなりありますので食下がりという事でカバーできます。それから心配のあった部分は、これまでの等級では、それぞれの規模にまとまる工事が少ないので、実際に1ランク下げても数件しか件数が上下しないという事ですので、実際の受注の機会からいうと食下がりという制度は非常に大きく効くという事です。

◇今の提案は、BからAに上がってくれという強いメッセージだと思っており、それは非常に良いかなと思う。ただその一方で、それを頑張るためには今だと経審を頑張るしかないという感じなので、できればそれを回復できる術を、主観点を工夫する事によって、必ずしも同じところでやる必要は無いので、うちの会社はここで頑張るけどおたくはここで頑張れよというような事があっても良いと思うので、ぜひそういった意味で、主観点でより上がれると、この制度で上位の等級の会社が増えるという事は、そこでより競争が働くという事になると思うのでそれが望ましいのではないかなと思う。

◇主観点で書いてある内容というのは客観的に評価ができる内容であり、主観か客観かというとは客観かなと思う。なるべく可能な限り客観的に評価するというのはもっともで、例えば福知山市として重要視したい点というような事であるので、可能であれば表現の方法だけであるので考えていただきたい。

<p>◇主観点という事に関して、ダブルカウントの話もあったが、今後主観点として検討する項目という事で例示として挙げられたものを見ているが、よく見ると災害協定の締結と緊急時の協力体制というのが非常に類似している。地域貢献表彰というものは地域で工事を受注するだけで表彰されるのか、あるいは除雪協力と災害協定と緊急時の協力体制を組めば地域貢献表彰にプラスオンされるのか、あるいは障がい者雇用を地域で行うのならば、この地域貢献表彰にプラスされるのか、つまり複数の項目が類似しており、片方が片方に依存してプラスになったりするのかといった疑問が生じる。したがって、今後検討されると書いてあるので、その点を念頭に置きながら整理されると良いと感じた。</p>	
<p>◇今の主観点で抜けているのは地域性の話なのかと思う。それを何らかの形で評価した方が良いのかなという事と、地域と言った時にその広さはどれ位なのかという議論がこれまでも結構あったと思うが、今のところ基本的運用上は小学校校区の単位という話が多かったと思うが、もう少し広い方が良いのではというのがこれまでの意見であると思うので、そういった意味での最低限、災害が起こった場合1日以内で駆けつけられるとか、もう少し広めの地域をどの程度の範囲でそれをどう評価するのかという事をぜひ検討いただきたい。</p>	<p>地域性の関係では、また論議をしていただく機会をと思っはいますが、今が小学校区でももう少し大きくしますと中学校区、それから生活圏のブロック、それから災害時には消防団の方にもお世話になりますので消防団のブロック、いろいろなケースを今検討しているところですので今後の課題としたいと思っております。</p> <p>前からご指摘いただいておりますので広める方向で、どこまで広めるかP D C Aを回しながらやらなければいけませんので、広げる方向で、次回以降でご提案もさせていただきますと思います。</p>
<p>◇何でもかんでも小学校区という訳にはいかないであろうし、時代とともに地域の</p>	

<p>広がりの観点も随分違ってきているので、どこから見ても合理的な地域の定義も考えていただきたいと思う。</p> <p>◇参考までに聞くが、不誠実な行為の有無による減点のところ、1年間で3か月以上のものは50点とあるので、最大1年間のペナルティーを受けている業者もマイナス50点である。そうした場合、その業者が仮に工事成績の評定で最高点40点が付く、それで防災協定を結んでいけば45点になる。マイナス5点という事になる。具体的には参加資格が得られ、なおかつ受注できる可能性が出てくる。そうした場合、仮に1年間指名停止を受けるとするのは、どういう内容のものについて1年間指名停止になるのか。</p> <p>◇重い内容である。1年というのは。例えば3か月の場合はどういうものが対象か。</p> <p>◇整合性がちょっと難しいと思う。減点の30、50点とあと実際のペナルティーの中身を聞くとかなり思う。反社会的な行為や飲酒運転は、本来今の民間企業であれば懲戒免職になってしまうので、それもわずか3か月、30点で済むという、このあたり内容を検討する必要性があるのではという感じも受ける。</p>	<p>どこの市町村にしても指名停止の要領を持っており、かなり細かく、こういう案件は何か月という事を想定しております。</p> <p>贈賄、例えば公共機関の職員に対する贈賄というのは12か月とありますし、談合、それも市内の談合でしたら18か月、近畿県内でしたら12か月というものがあります。公正取引委員会の告発があった時、それが市外の時は12か月、市内ですと24か月で2年間という規定があります。もっと他にもありますが1年といいますとそういうものがあります。</p> <p>3か月はたくさんありますが、極めて反社会的な行為で新聞等に報道されたときという事で、どこかの会社の社長が飲酒運転で捕まって新聞に出ても3か月です。</p> <p>もともとの考え方は、企業の営業活動そのものに対して何かペナルティーになる事があるのかどうかという分け方です。例えば飲酒運転は仕事の中でやったらダメですけど、プライベートのところでやるのは企業活動そのものとは少し違います。例えば贈収賄というものは企業活動そのものの中身ですのでペナルティーは重くなっています。そういう考え方です。それがずっと踏襲されて来ているので、いろいろな罰則も企業の営業活動本体なのか、そうでないのかで色分けされている考え方になっていま</p>
---	--

<p>◇判断するのに難しいところである。今の社会の流れからすれば、仮にそれが私的な時間における飲酒であっても、飲酒運転して、しかも人をはね殺すというのは完全に懲戒免職になるし、そこまで大きな事故を起こさなくても懲戒免職になるケースも多々ある。そのあたり検討する余地はあるのかなと感じる。</p> <p>◇基本的には企業の格付なので、個人と会社の行為上の良し悪しは、おのずと線は引かなければいけない事になってくる。</p> <p>◇議論も出たようなので今日の議題の格付等級区分と発注標準の見直し、それから入札方法区分の見直しについては、基本的には市の考え方を良としてこの委員会での結論として得たという事でこの議論をここまでとしたいと思う。</p> <p>入札執行事務の一元化・全庁的な電子入札の導入について</p> <p>◇建設工事に関して250万円というのは、250万円未満のものは事前公表されていない事からきているのか。どのような理由でコンサルは全てで建設工事は全てではないのか。</p> <p>◇建設工事、コンサル全てについて行うという事に関して何か不都合があるのか。</p> <p>◇コンサルタントが全てとなっているので</p>	<p>す。そこが普通に見ると少し変だなという事もあるかもしれませんが、そういう枠組みになっています。</p> <p>例えば、従業員が一部で、仕事外でやった時に、指名停止という事は会社本体の営業を止める部分があります。1従業員のプライベートの事を会社本体の営業活動を全部止めるかどうかという、バランスの問題もある気がしますので、また研究させていただきます。</p> <p>現在250万円以上は電子入札でやっているという事と事前公表しているのも250万円以上という事で、この数字に関して言えばそういう事です。</p> <p>建設工事250万円未満もという事ですか。</p> <p>おっしゃるとおり、そういう事は不可能で</p>
--	---

<p>建設工事の250万円未満も全て提唱とすれば全部の項目が一元化、電子化という事になる。ここで250万円未満というところで線を引いている。事前公表したり、今も250万円以上を電子入札でされているので、逆に言えば全て準ずる事は不可能ではないと思うが。</p> <p>◇少し不思議な気がするが後で言った理由が主なところかなという気がしないでもないが、ただ手間隙や合理的な事務処理を今後ともこれからも進めて行くという事であれば、いつまでもずっとこういう事をやっているならどうかという気がしないでもない気がするがいかがか。</p>	<p>はない訳ですが、250万円という線引きをしていますのは、250万円未満というのは維持管理に係ります工事が多く、電子入札と紙入札の差と申しますと、一同に会するか電子でやるかの違いはありますが、日数的に事務手続きが紙入札の方が早くできるというところがありまして、緊急を要する場合はわずかでも、というところもありますし、小額の部分でどうしても未だに紙入札でないとできないという業者も少しおられるというところで、電子入札化をいずればしていきたいと考えている訳ですけど、もう少し時間をかけて電子入札化については検討していきたいと考えております。</p> <p>この部署へ来たとき、電子入札の方が早いのかなと思っていましたが、実際事務は時間がかかっているというところで、どうしても急ぐ案件があれば250万円以上でも紙入札で、逆行していますが、ただ急ぎたい、随意契約するのはダメという事で、特殊な例として紙入札で執行するということもあるのですが、若干事務手続きの事があったというように聞いております。</p> <p>建設工事の場合も電子入札しようとする業者側もシステムを整備して入らなければなりません。コンサルタントの場合は当然計算など電子機器も使っている商売の中では基本的には整備しているという事です。なかなか100%電子入札にならず、特に建設業の場合小さいところがあり、なりにくい事もありますので、そこは状況を見ながら考えていきたいと思っておりますので、とりあえずの仕切りは250万円という事で、</p>
--	--

<p>◇方向性としては将来的には全てを電子入札にする方向で検討するぐらい盛り込むのはいかがか。</p> <p>◇もし本当に紙入札の方が早いのであれば、それがなぜなのかという事を検証する事が大事と思う。</p> <p>◇市民病院の物品の委員は独立であるが、ちゃんと配慮するという説明であったが、図だけ見てしまったりという場合が結構多いので、これだけ見ると結局ここは変わらないのかというふうに見られてしまう可能性があると思ったので、例えばこれをまたぐような形で一部委員の共通化など、この図を見て何かガバナンスが効いているという事が分かるようにすれば良いと思う。</p> <p>◇指名選定委員会の組織見直しの関連であるが、同一基準、それから委員の統一、物品の一部を除いて統一するという内容であるが、具体的に組織の指名選定委員会を統一できない、一元化できない理由はどこにあるのかという事が1点と、もう1点は京都府内の市町村で統一しているのはどのぐらいあるのか。本来は、統一するのが望ましい。それぞれの</p>	<p>細かい随意契約の話や競争性の無いような維持管理も出てきますのでそういうような事があるかと思いますが、これでいかせていただきまして電子の普及動向を見て考えさせていただきたいと思います。</p> <p>もちろんそういう流れになっておりますので、こちら紙入札ばかりをやって、透明性の事もありますので、近い将来の電子入札化という事で視野に入れて考えているところです。</p> <p>公営企業法というものの壁がありまして、普通地方公共団体の長はその事務の一部を管理者に委任する事ができるが、管理者の権限に属する事務を地方公共団体の長に委任し、あるいはその補助員に委任もしくは補助実行する事ができないものと解されるというような文言がありまして、地方自治体の中には管理者が市長の自治体もありますし、そうでない福知山市のように管理者</p>
--	---

セクションでいろいろな壁でバラバラになってるものを統一するのが望ましいと思うので、その方向での質問である。

を設けている自治体もあり、それぞれにより扱いが変わっております。それから京都府の北部の実態としましては、会計によらず組織、委員は同一にしているところがあります。これは手段としては良いのか悪いのか議論はあるところですが、こちらの職員でもあり企業の職員でもあるというような併任辞令という措置をしながらやっておられるのではないかと思いますので、全てをそれに切り替えるという事では無いようにしております。

補足しますと公営企業法という壁がありまして、公営企業は公営企業管理者という市長とは別に決裁権限者を置いていますのでそこを一緒にするなという趣旨です。従来はそういう趣旨でそれぞれのセクションで入札していましたが、同じベースで、発注の考え方を統一する部分は別に決裁権限や予算執行では無いので、その部分は共通してはどうかという事で、委員会というのはそのための委員会なので、その部分を切り出せば入札の指名などの条件整理は可能であろうと統一しました。指名はそういう事で統一しますが実際執行や決裁はそれぞれの管理者に置いておくというところでその部分で切り出しました。今まではそういう理屈で縦割りになっていたというところがあったという事です。

◇全庁的な一元化という事については、これについても趣旨を了承するという事にしたいと思う。

コンプライアンスの確立及び指名停止制度の適正化について

◇概ねこのところで異論は無いが、指名停止の適正化で、暴力団の排除について厳罰化を図りましたという事で1か月となっているが、これで厳罰化というのか。厳罰化の改正後と改正前というのは何に基づいて、どこを改正することによってこのように決まったのか。

◇要綱の改正か。

◇1か月というところはどうのような考えか。

◇要綱を見ても1か月から36か月まで、かなり細かく切られているが、実質的な影響としては、例えば12か月と18か月で違うのか、ヒアリングをするのが良いのか分からないが、18か月も24か月も影響が無いのであれば、あまり細かくする事に意味は無いという気がしていて、3と18は大きく違うの是一目に分かるが、2年が3年になる、24か月が36か月になるという事はどれぐら

指名競争入札参加者指名停止取扱要綱があります。これを変更する事によって変更したという事になりますし、厳罰化というのは24か月が36か月になったというのが厳罰化です。

要綱の改正です。

1か月というのは要綱に書いてある内容ですが、市が発注する工事等において暴力団又は暴力団員から不当な介入を受けたにもかかわらず発注機関への報告を怠り、または届けなかったという報告義務や届出をしなかったという内容が1か月という判断で、これまで無かったものです。要綱については京都府に準じてやっています。

そのあたりの重み付けが暴力団の排除という事で1か月という事にしていると思います。それで良いかどうか相場感的にそういう話でさせていただいています。

国交省等の指導でも不良不適格業者を少なくしていくようにという指導はあります。そういった意味で反社会的な行為をされる会社については厳罰をしていくというような方向です。期間の話も出ましたが、経審の完工高に例えますと2年平均、3年平均の完工高を出し、福知山市ですと過去に完工高が無いと指名登録ができないという事で、指名ももらえないような状態に陥る事もあります。ただ必ずしも会社が立ち上が

<p>い影響を及ぼすのかという話と、それと関連して、罰する事は場合によっては、その会社が終わってしまう事を意味するかどうかという事だと思うが、そこまで想定して、趣旨からすると考え方は2つあって、こういう事を繰り返すような会社は撤退してもらう方が良く、そういう事であれば致命的なダメージを与えるぐらいの罰を与えるという考え方、再起のチャンスはあるべきだとするならば、罰があったとしても、まだ復活ができるというような罰則のレベルにしておくべきだと思うが、考え方としてはどちらか。</p> <p>◇企業に対するメッセージが必要だという事で良いか。</p> <p>◇コンプライアンスで電話は録音機を使うという事で非常に望ましいと思う。京都府の関係者の話によると、京都府は導入してから入札情報をこういう手段で探るといふ動きは皆無、まったく無くなりましたという事であるので、効果はかな</p>	<p>れなくなるまでやる事でも無いかも知れませんが、やはり反社会的な事をするような不適格業者は罰を与えるという話になるのではないかと思います。</p> <p>もともと指名停止要綱というのは法律ではありません。基本的には要綱に過ぎません。発注者側が事前に警鐘を鳴らしているというところが大きいと思います。罰則も最初の24か月が最後にどういう意味を持ったかというところとそうではなくて、これぐらいの重さですと、だから注意しなさいよという啓発的な部分も含めてやっていたので、その後の改正は今よりも少し重くしようという事になってきて、36か月が会社のどこまででは無く、結局企業にとって発注先は福知山市だけでなく全国にありますから、そうなるとその営業全部を福知山市の要綱で縛ってどうこうできるかというものではないので、結局発注者の意思としてこういう事になりますよと、予防的なものを出しています。あとは過去のものから少しペナルティーを重くするという事で、委員のおっしゃる事も分かるのですが、そこまでなかなかやりにくいものだというふうにしていただけたらと思います。</p> <p>そうです。</p> <p>我々だけが考えていてもダメなので、相手のある話ですので啓発も含めてやっつけなければというふうに思います。検討委員会をスタートした時には何か年度内にはやろうという事で総合評価なども議論いただいて、少し時間も経ったという事もありま</p>
--	---

<p>りあるのだろうと思うので望ましいと思う。もう一点であるがこのコンプライアンスについては市役所内部の問題だけではなくして受注業者もコンプライアンスをきちんと遵守してもらわないとならない。今回、事後公表の施行にあたって当然される訳であるので、事後公表になって受注競争がさらに激化する、あるいはダンピングが多くなるかも分からない。そうした場合には自ずから、しわ寄せが下請け業者なり、そこで働く人にも及ぶ可能性が無きにしも非ず、そういう意味においては、そのあたり法令が遵守されているかどうか、コンプライアンスが遵守されているかどうかを市もきちんと立ち入り調査等も含めて指導監督を強化してもらう必要があるのではないかというふうに思うので、ぜひコンプライアンスの徹底に受注業者の指導監督も充分詰めてもらいたいと思う。</p> <p>◇入札に関する情報の不正入手の問題であるが、従来型のもは当然として、例えばネットで不正アクセスして市役所のコンピュータに入り情報を取るなど、いろいろな形態での情報入手活動が考えられると思うが、そのあたりの防御装置はどうなっているか。また市の職員が分からないような形で協力するなど、非常に手の込んだ、一旦取られたらまる裸にされて他の業者の情報から何から何まで全て分かるような、そういう事も心配されるような事があると思うが、今どうなっているのか。</p>	<p>して、基本的には来年4月1日からになるのかなと思います。ただこのコンプライアンスについては、今から要綱も準備をして研修、啓発活動を来年4月に向けてやっていって、来年4月から例えば事後公表をやるという意味ではこの分についてはご了解いただき、今から研修なり中身を詰めていきたいと思っています。</p> <p>まず内部の財務会計システムで入札の情報などを管理し職員のそれぞれのパスワードがあるのでセキュリティーが守られています。あと電子入札システムというものがありそれは切り離して、業者も市もカードが無ければシステムに入れないというセキュリティーの中で動いていますので、その件に関して不正するところの情報は得ていないのですが、後は職員のモラルにもかかっていると思います。</p> <p>一般的に情報を管理する課がありますので、全体の職員のパソコン等ネットワークのセキュリティーについてはいろいろと</p>
--	--

<p>◇今の時代も、今まで個別に書類で管理していたものほとんど全てコンピュータに入ってしまった。特に大きな工事の場合は、専門のハッカーの手にかかると、どんな所でも入って行く、そういうところがあるので万全の対策を常々考えて行かなければならないと思う。</p> <p>◇今回の第4の議題についても、ここに提示いただいた適正化の趣旨に沿って一層推進していただくという事で、当委員会としても了承するという事にさせていただきます。</p>	<p>対応していると思います。それから入札システムについては、京都府の入札の統一システムを利用しているという事になっています。そこはそこの管理者の中で細かくは分かりませんが対応はしてくれているであろうと思います。それから、直接の設計の情報などそういうものが出ないかという話は、一つはコンプライアンスの中に書き込もうとは思っていますが、例えば一般の市民のみなさまから見えないようにするとか、設計に関するプリントアウトは一番届きにくい所にするなど、細かいガードをする事も考えて行かなくてはならないというふうに思います。結局最後は職員なり業者個人のモラルという話になってきますので、これもやらなければいけない、これさえできれば良いという事はなかなか無く、システムの話や個人の倫理性の話などを合わせてやっていかなければならないと思っています。</p>
--	---